

香川県立丸亀競技場指定管理者募集要項

令和8年7月

香川県教育委員会保健体育課

香川県立丸亀競技場指定管理者募集要項 目次

1	指定管理者の募集	1
2	施設の概要	
(1)	名称・所在地	1
(2)	施設の規模等	1
(3)	施設の設置目的	2
(4)	施設の運営体制	2
(5)	指定予定期間中の施設改修について	2
3	申請資格・条件	
(1)	申請資格	2
(2)	申請条件	3
4	スケジュール	3
5	申請の手続	
(1)	募集要項の配布	3
(2)	現地説明会	4
(3)	質問事項の受付	4
(4)	申請方法	5
(5)	申請の変更	6
(6)	申請の取下げ	6
(7)	費用負担	7
6	指定管理者の候補者の選定	
(1)	選定方法	8
(2)	評価対象からの除外	8
(3)	評価基準	8
(4)	選定結果の通知等	9
(5)	著作権の帰属等	9
7	指定管理者の指定	
(1)	指定管理者の指定	9
(2)	協定の締結	9

8 管理の基準・業務の内容等

(1) 管理の基準	10
(2) 施設の利用の基準	11
(3) 施設等の管理の基準	12
(4) 指定管理者が行う業務の範囲	12
(5) 指定予定期間	12
(6) 指定管理者の収入等	12
(7) 事業計画及び事業報告	13
(8) 指定管理者と県教育委員会の分担	14
(9) 保険への加入	16
(10) 施設の管理責任	16
(11) 管理の継続が困難になった場合等の措置	16
(12) 調査及び監査等	17
(13) その他	18

9 問い合わせ先及び書類提出先

<様式>

様式1	香川県立丸亀競技場指定管理者指定申請書	20
様式2	事業計画書（単独の法人等で申請する場合）	21
様式2-2	事業計画書（複数の法人等で共同して申請する場合）	22
様式2-3	委任状	26
様式3	収支計画書	27
様式4	現地説明会申込書	29
様式5	香川県立丸亀競技場指定管理者の募集に関する質問書	30
様式6	取下書	31
様式7	誓約書（単独の法人等で申請する場合）	32
様式7-2	誓約書（複数の法人等で共同して申請する場合）	33

<資料>

資料1	香川県立丸亀競技場位置図
資料2	香川県立丸亀競技場管理運営業務仕様書
資料3	現在の組織図
資料4	教室一覧（R6・7）
資料5-1	香川県都市公園条例及び事務委任施設管理運営規則に定める香川県立丸亀競技場 使用料
資料5-2	指定管理者が定める現行の香川県立丸亀競技場利用料金
資料6	決算の状況

- 資料 7 都市公園法、香川県都市公園条例、香川県都市公園規則、事務委任施設管理運営規則、香川県総合運動公園及び香川県立丸亀競技場使用料減免取扱要綱
- 資料 8 香川県行政手続条例、香川県行政手続条例施行規則
- 資料 9 個人情報の保護に関する法律
- 資料 10 香川県情報公開条例、香川県情報公開条例施行規則
- 資料 11-1 賃金・物価スライド制度の手引き
- 資料 11-2 スライド対象経費計算書（「賃金・物価スライド制度の手引き」様式 1）
- 資料 12 スポーツの日の施設の無料開放状況

1 指定管理者の募集

公の施設である香川県立丸亀競技場（以下「丸亀競技場」という。）につきましては、施設の適正かつ効果的・効率的な管理運営による住民サービスの向上と経費の縮減を図ることを目的として、「指定管理者制度」を導入しており、また、令和7年度から、賃金及び物価水準の目安となる指標に一定水準を超える変動があった場合に、指定管理者に対する委託料（指定管理料）の増減を行う仕組みである「スライド制度」を導入しております。

令和9年4月1日からも指定管理者による管理を行うこととしており、つきましては、香川県のスポーツの振興を図るため、次の条件、内容等により、丸亀競技場の管理運営を受けていただく事業者（以下「指定管理者」という。）を募集します。

2 施設の概要

- (1) 名 称 香川県立丸亀競技場（平成9年10月開場）

※ 愛称 「四国化成 MEGLIO スタジアム」

所在地 香川県丸亀市金倉町830 （資料1「位置図」を参照）

- (2) 施設の規模等

敷地面積 約102,000 m²

建築面積 17,923 m²

延床面積 32,736 m²

施設概要 鉄筋コンクリート造

メインスタンド棟5階

バックスタンド棟2階

サイドスタンド棟2階

ペデストリアンデッキ

主競技場（全天候第1種公認陸上競技場、

WA CLASS-2 認証競技場）

トラック 400mトラック9レーン

フィールド 天然芝 106m×69.5m

補助競技場（全天候第3種公認陸上競技場）

トラック 400mトラック6レーン

トレーニングルーム（2室計405.3 m²）、会議室等

※ 詳細は、資料2 香川県立丸亀競技場管理運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）及び丸亀競技場のホームページ（<https://www.marukyou.jp/>）を参照してください。

(3) 施設の設置目的

スポーツに関する競技会、講習会等の利用に供することを目的とする。

(4) 施設の運営体制

現在、指定管理者四電工グループが管理運営を行っており、その業務体制については、資料3「現在の組織図」を参照してください。

(5) 指定予定期間中の施設改修について

現在、県教育委員会の負担により、夜間照明設備のLED化工事を行っており工期は令和9年5月末までを予定しています。

また、令和9年度から5年間の指定期間内において、第1種公認陸上競技場の公認更新などが予定されており、日本陸上競技連盟による事前指導の内容によっては県教育委員会の負担により、トラック改修工事等が必要となる場合があるほか、必要に応じその他の施設改修等を実施することがあります。

3 申請資格・条件

(1) 申請資格

法人その他の団体（以下「法人等」という。）とし、個人での申請はできません。

また、次の要件のいずれかに該当する法人等は申請できません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札に参加させることができないとされた法人等
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等により更生手続、再生手続等をしている法人
- ③ 香川県建設工事指名停止等措置要領（昭和59年香川県告示第456号）又は香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）により、知事から指名停止の措置を受け、又はこれらの要領に定める指名停止となる措置要件に該当していると認められる法人等
- ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、指定管理者としての指定を取り消され、その取消しの日から3年を経過していない法人等
- ⑤ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者としての業務の全部又は一部を停止され、その停止期間満了の日から1年を経過しない法人等
- ⑥ 香川県（以下「県」という。）の県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの
- ⑧ 複数の法人等で共同して申請する場合にあっては、いずれかの構成員が①から⑦に該当する場合

※ 申請資格の確認のため、関係機関に照会する場合があります。

(2) 申請条件

申請者は、次の事項のすべてに該当している必要があります。

- ① 複数の法人等で共同して申請する場合は、代表者・代表する法人等が定められていること。なお、代表の法人等は施設の管理を行うなど主たる業務を行う者とする。
- ② 単独で申請する法人等は、複数の法人等で共同して申請する場合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定による協同組合、森林組合法（昭和53年法律第36号）の規定による森林組合その他の協同組合が申請する場合を含む。次の③において同じ。）の構成員となっていないこと。
- ③ 複数の法人等で共同して申請する場合は、その構成員が他の複数の法人等で共同して申請する場合の構成員となっていないこと。

4 スケジュール

①募集要項の配布	令和8年7月13日（月）～9月3日（木）
②現地説明会の参加申込期限	7月22日（水）
③現地説明会の開催	7月29日（水）
④質問事項の受付期限	8月7日（金）
⑤質問に対する回答	8月19日（水）
⑥申請書類の提出	8月21日（金）～9月3日（木）
⑦1次評価（書類）（評価委員会）	9月上旬～中旬
⑧1次評価の結果通知	9月中旬頃
⑨2次評価（プレゼンテーション）（評価委員会）	9月下旬～10月上旬
⑩選定結果の通知	11月中旬頃
⑪指定管理者の指定議決	令和8年11月香川県議会
⑫協定の締結	令和9年3月まで

5 申請の手続

(1) 募集要項の配布

① 日 時

令和8年7月13日（月）から9月3日（木）まで（香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第1号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

② 配布場所

香川県教育委員会事務局保健体育課 施設グループ

（〒760-8582 香川県高松市天神前6番1号 天神前分庁舎4階）

電 話 087-832-3767

F A X 087-806-0235

E-mail hokentaiiku@pref.kagawa.lg.jp

※ 郵送を希望される場合には、配布場所あてに 8 月 17 日（月）午後 5 時必着で、表に「香川県立丸亀競技場指定管理者募集要項請求」と朱書きし、返信用封筒（定形外角型 2 号 A 4 判用、あて先明記、切手 5 1 0 円貼付）を同封の上、請求してください。

※ 香川県ホームページからもダウンロードできます。

アドレス：<https://www.pref.kagawa.lg.jp/jinji/gyokaku/shitei.html>

（２） 現地説明会

① 日 時

令和 8 年 7 月 29 日（水）午後 1 時 30 分から（2 時間程度）

② 場 所

香川県立丸亀競技場会議室（香川県丸亀市金倉町 830）

③ 申込方法

出席希望者は令和 8 年 7 月 22 日（水）午後 5 時必着でかがわ電子自治体システム（電子申請・届出サービス）を利用したオンライン申請又は現地説明会申込書（様式 4）に必要事項を記入の上、（１）②に記載した場所まで持参、郵送、FAX 又は電子メールのいずれかによりお申込みください。

④ その他

会場の都合上、参加者数は 1 法人等あたり 3 名までとします。

天候等の事情により、現地説明会を開催できない場合は、別途連絡します。

なお、この募集要項を入手した時に既に現地説明会が終了している場合で、現地説明会を希望する方は、（１）②の配布場所までお問い合わせください。

問い合わせ先 087-832-3767

（３） 質問事項の受付

① 受付期間

令和 8 年 7 月 13 日（月）午前 9 時から 8 月 7 日（金）午後 5 時まで（必着）。

ただし、持参の場合は、県の休日を除く午前 9 時から午後 5 時までとします。

② 提出方法

かがわ電子自治体システム（電子申請・届出サービス）を利用したオンライン申請又は質問書（様式 5）に記入の上（１）②に記載した場所に提出してください。（持参、郵送、FAX 又は電子メールによる送付も可とします。）

なお、口頭による質問は受け付けません。

③ 回 答

8 月 19 日（水）までに、全質問者に対して文書により回答するとともに、香川県ホームページ「指定管理者制度について」に掲載します。

アドレス：<https://www.pref.kagawa.lg.jp/jinji/gyokaku/shitei.html>

④ その他

募集要項の内容に関する質問及びその回答は、その後の提案の内容や評価事項に反映されることから、電話等による質問への回答は行いません。

(4) 申請方法

① 受付期間

令和8年8月21日(金)から9月3日(木)までの午前9時から午後5時まで。
ただし、持参の場合は、県の休日を除く午前9時から午後5時までとします。

② 提出方法

かがわ電子自治体システム(電子申請・届出サービス)を利用したオンライン申請又は(1)②の配布場所まで持参又は郵送してください。なお、郵送の場合は、書留により、表に「香川県立丸亀競技場指定申請書等在中」と朱書きすることとし、令和8年9月3日(木)午後5時必着とします。

③ 提出書類及び提出部数

提出書類は、やむを得ない場合を除き、原則として日本産業規格A列4(以下「A4判」という。)とし、次の順番に従い、ファイルに綴じて提出してください。
なお、提出書類は、申請の取下げがあった場合を除き、返却しません。

1) 指定申請書(様式1) 正本1部 副本8部

2) 事業計画書(様式2～様式2-2)及び収支計画書(様式3)
正本1部 副本8部

3) 関係書類 正本1部 副本8部

ア 定款若しくは寄附行為の写し又はこれに相当する書類

イ 法人の登記事項証明書(正本については写し不可)

ウ 法人等の設立趣旨、運営方針、事業内容等の概要が分かる書類

エ 労働関係法令の遵守を確認できる書類(労働条件通知書様式、就業規則等の写し)

オ 役員名簿(役職、氏名、性別、現住所及び生年月日を記載したもの。なお、商号又は名称、代表者、経営者等の氏名には必ずふりがなを付してください。)

カ 決算書(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等の財務諸表)過去3年分

キ 香川県の県税(すべての税目)に滞納がないことを証する書類(香川県指定様式)(申請日前3ヶ月以内に発行されたもので正本については写し不可)

・納税証明書交付請求書は、香川県ホームページの県税のページからダウンロードできます。

(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/zeimu/zeikin/shinsei.html>)

・納税証明書の交付手数料として、1通につき400円の香川県証紙が必要です。香川県ホームページの収入証紙の売りさばき所を参照してください。

さい。

(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/suito/syousi/kfvn.html>)

ク 法人税（申請者が個人の場合は申告所得税）、消費税及び地方消費税に未納の税額のない旨の証明書（納税証明書 その3の3（法人）、その3の2（個人）（申請日前3ヶ月以内に発行されたもので正本については写し不可）

- ・法人税、申告所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書交付請求書は国税庁ホームページからダウンロードできます。

(<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>)

なお、消費税及び地方消費税の未納税額のない旨の証明書は、免税業者も発行されます。

ケ 同種又は類似施設の管理運営実績を記載した書類（実績がある場合のみ）

- ・同種又は類似の施設の名称、所在地、施設の内容、施設の規模（面積や建物の概要等）、施設の年間集客数等

- ・同種又は類似の施設の管理運営体制、管理運営業務の期間

- ・同種又は類似の施設の管理運営経費等が明確に分かる収支決算書等

コ 誓約書（申請資格及び申請条件並びに申請書等の記載事項に関するもの等）（様式7～様式7-2）

4) スライド対象経費計算書（資料11-2）（「賃金・物価スライド制度の手引き」様式1）※正本1部のみ提出

④ その他

提出書類に不備がある場合には受け付けられません。

提出書類の作成に当たっては、使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とします。

必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

(5) 申請の変更

提出された指定申請書等については、明らかな誤りや軽微な修正を除き、その内容の変更は認められません。

(6) 申請の取下げ

申請を取り下げる場合には、取下書（様式6）を提出してください。

① 提出期限

令和8年9月3日（木）午後5時まで（必着）

② 提出方法

かがわ電子自治体システム（電子申請・届出サービス）を利用したオンライン申請又は（1）②の配布場所まで持参又は郵送により提出してください。

(7) 費用負担

申請から業務の引継ぎが終了するまでの間に必要となる費用は、すべて申請者の負担とします。

6 指定管理者の候補者の選定

(1) 選定方法

申請者から提出された事業計画書等により、指定管理者評価委員会各委員による1次評価（書類）（9月上旬～中旬予定）、2次評価（プレゼンテーション）（9月下旬～10月上旬予定）を実施し、評価委員会各委員の評価結果を尊重した上で、総合的に判断して、指定管理者の候補者を選定します。

なお、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

また、一又は複数の法人等から申請があった場合でも、提案内容を総合的に判断して、指定管理者の候補者なしとする場合があります。

(2) 評価対象からの除外

次の要件のいずれかに該当する場合は、その者を評価の対象から除外します。

- ① 所定の申請資格・条件を満たさない場合
- ② 複数の事業計画書を提出した場合
- ③ 申請者、申請者の代理人、その他関係者が、指定管理者評価委員会評価委員、関係職員と選定に関して不当な接触を行った場合
- ④ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ⑤ その他不正な行為があった場合

(3) 評価基準

- ① 利用者の平等な利用が確保できるものであること。
- ② 施設の設置目的を効果的に達成し、サービスの向上が図られるものであること。
- ③ 施設の管理経費の節減が図られるものであること。
- ④ 申請者が事業計画の内容を安定して遂行できる能力を有していること。
- ⑤ 申請者がスポーツ教室を中心とする自主事業を実施する能力を有していること。
- ⑥ 個人情報の適正な取扱いを確保できるものであること。
- ⑦ 関係法令等の遵守や利用者の安全が確保される見込みがあること。
- ⑧ 地域経済の活性化や県内雇用の確保等に配慮されていること。

評価委員会において、次の評価基準をもとに、総合点数方式により評価します。
選定基準ごとの評価の観点及び配点ウエイトは、次のとおりとします。

(評価基準)

評価基準及び観点	配点ウエイト
(1) 利用者の平等な利用が確保されていること。 不当な利用制限項目の有無	(確保されない場合は、失格)
(2) 施設の設置目的を効果的に達成し、サービスの向上が図られるものであること。 ①施設の設置目的との適合性 ②利用者に対するサービスの向上 ③施設の利用促進への取組み ④その他新規、魅力的な提案の有無	25
(3) 施設の管理経費の節減が図られるものであること。 ①当該施設の管理運営に係る県の経費 原則として申請者からの提案額アと最低提案額イにより評価する。 <計算式>【申請者の点数】=25×イ/ア ②実現の可能性	25
(4) 申請者が事業計画の内容を安定して遂行できる能力を有していること。 ①申請者の実績 ②人的能力（管理運営組織） ③物的能力（経営基盤） ④申請者の安定性・信頼性 ⑤申請者の取組み姿勢 ⑥個人情報の適正な取扱いの確保 ⑦関係法令等の遵守や利用者の安全の確保	20
(5) 申請者がスポーツ教室を中心とする自主事業を実施する能力を有していること ①人的・物的能力 ②申請者の安定性・信頼性 ③スポーツ教室等の実績 ④丸亀競技場にふさわしいスポーツ教室等自主事業の計画	15
(6) 地域経済の活性化や県内雇用の確保等に配慮されていること	15

①県内に本店又は主たる事務所を有する法人等であるか ②県内雇用の確保等 ・県内からの雇用に配慮されているか ・物品・役務の調達における県内事業者への発注などが予定されているか	
--	--

(4) 選定結果の通知等

- ① 1次評価の結果は、令和8年9月中旬頃にすべての申請者に文書で通知します。その際、1次評価を通過した法人等には、2次評価（プレゼンテーション）の開催日時及び場所をお知らせします。
- ② 選定結果は、令和8年11月中旬頃にすべての2次評価の参加者に文書で通知します。
- ③ 申請者名及び評価点数等については、公表する場合があります。

(5) 著作権の帰属等

申請書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、県教育委員会は、評価結果の公表その他、県教育委員会が必要と認めた場合には、提案書の内容を無償で使用するものとします。

また、提出された書類は、香川県情報公開条例に基づき、法人等の情報で、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがある場合など同条例第7条各号に掲げる非公開情報に該当する場合を除き、公開することがあります。

なお、申請の取下げがあつた場合を除き、提出された書類は、返却しません。

7 指定管理者の指定

(1) 指定管理者の指定

- ① 指定管理者の指定の手続きに先立ち、香川県議会の議決を経る必要があります。令和8年11月香川県議会での指定の議決を経て、指定管理者の候補者を指定管理者として指定します。
- ② 指定を行ったときは、その旨を、指定管理者に文書で通知するとともに、丸亀競技場に掲示して公示します。また、香川県ホームページに掲載します。
アドレス：<https://www.pref.kagawa.lg.jp/jinji/gyokaku/shitei.html>

(2) 協定の締結

- ① 指定管理者の候補者選定後、候補者と細目について協議し、指定管理者とし

て指定された後に協定を締結します。

② 協定書は、包括協定と年度別協定の2つです。

1) 包括協定…指定期間を通じた基本事項に関する協定で、主な内容は次のとおりです。

- ・業務に関する基本的な事項
- ・指定期間に関する事項
- ・業務に関連して保有する個人情報の保護に関する事項
- ・業務に関連して取得した情報等の公開に関する事項
- ・利用料金に関する事項
- ・県が支払う委託料に関する基本的な事項
- ・自主事業に関する事項
- ・事業計画及び事業報告に関する事項
- ・リスク分担に関する事項
- ・保険への加入に関する事項
- ・管理物件に関する事項
- ・協定の解除及び業務の停止に関する事項
- ・その他

2) 年度別協定…各年度ごとの業務に係る事項を定めた協定で、主な内容は次のとおりです。

- ・当該年度の業務に関する事項
- ・当該年度の県が支払う委託料に関する事項
- ・当該年度の管理運営目標に関する事項
- ・その他

③ 指定管理者が協定の締結までに、次の事項のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- 1) 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- 2) 経営状況の悪化等により、指定管理に係る業務の遂行が確実にないと認められるとき。
- 3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

8 管理の基準・業務の内容等

(1) 管理の基準

指定管理者は、次に掲げる管理の基準に従い、丸亀競技場の適正な管理を行うこととします。

① 関係法令及び条例等を遵守し、適正に丸亀競技場の管理を行うこと。

1) 地方自治法や労働関係法令、都市公園法（昭和31年法律第79号）、香川県都

市公園条例（昭和 39 年香川県条例第 20 号）、香川県都市公園規則（昭和 39 年香川県規則第 46 号）、事務委任施設管理運営規則（平成 16 年香川県教育委員会規則第 5 号）などの法令等を遵守し、業務を適正に行ってください。

2) 指定管理者が丸亀競技場の利用者に対して、利用の許可その他の処分を行う場合には、香川県行政手続条例（平成 7 年香川県条例第 5 号）の規定が適用されます。

3) 指定管理者が行う丸亀競技場の利用者に対する各種の指導については、香川県行政手続条例は適用されませんが、これに準じて適切に行ってください。

② 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。

利用者が快適に施設等を利用できるよう、適切な維持管理を行ってください。

③ 業務を一括して第三者へ委託しないこと。

清掃、警備といった個々の具体的業務を第三者へ委託することは差し支えありませんが、(4)の指定管理業務を一括して第三者に委託することはできません。

④ 業務に関連して取得した個人情報を適切に取り扱うこと。

個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守し、個人情報を適正に取り扱うよう十分に注意を払ってください。なお、個人情報の適正な取扱いの具体的な内容等については、別途、協定書で定めるものとします。

⑤ 業務に関連して知り得た秘密を守ること。

(4)の指定管理業務を行うに当たり、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないこととします。指定期間が終了し、又は解除された後も同様とします。

⑥ 業務に関して保有する情報の公開を適切に行うこと。

(4)の指定管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録等で指定管理者が管理するものについては、香川県情報公開条例（平成 12 年香川県条例第 54 号）の趣旨にのっとり、情報公開に関し、必要な措置を講じてください。

なお、情報公開の具体的な内容等については、別途、協定書等で定めるものとします。

⑦ 文書の管理・保存を適切に行うこと。

(4)の指定管理業務を行うに当たり作成し、又は受領した文書等は、管理に関する規程等を定めるなどにより、適切に管理・保存してください。また、指定期間終了後に、県教育委員会の指示に従って引き渡してください。

⑧ 丸亀競技場の利用時間、休業日、利用の許可申請の手続等について、あらかじめ県教育委員会の承認を受け、適切に管理業務を行うこと。

(2) 施設の利用の基準

施設の利用については、仕様書にもとづき実施してください。

(3) 施設等の管理の基準

施設等の管理については、仕様書にもとづき実施してください。

(4) 指定管理者が行う業務の範囲

- ① 公園施設の利用に関する業務（丸亀競技場の公園施設の利用の許可等に関する業務）
- ② 施設の維持管理に関する業務（丸亀競技場の施設等の維持管理及び修繕に関する業務）
- ③ 利用料金の収受に関する業務（丸亀競技場の利用に係る利用料金の収受業務）
- ④ 指定管理者が行う自主事業など丸亀競技場の円滑な管理運営を図るために必要な業務

※ 詳細は、仕様書を参照してください。

(5) 指定予定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）。

ただし、管理を継続することが適当でないと判断した場合は、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消すことがあります。

(6) 指定管理者の収入等

① 利用料金

- 1) 施設の利用料金は、指定管理者の収入とします。
- 2) 条例に定める額の範囲内で利用料金を定めていただきますが、その設定又は変更にあたっては、県教育委員会の事前承認が必要となります。
- 3) 指定管理者が特に必要と認めたときは、あらかじめ県教育委員会の承認を受けて、利用料金を減免することができます。
- 4) 香川プロスポーツクラブ連絡協議会に加入のプロチームが施設を利用する場合（Jリーグ公式戦開催時等）の施設利用料収入については、香川県総合運動公園及び香川県立丸亀競技場使用料減免取扱要綱にもとづき、その2分の1が減免となります。

※ 詳細は、仕様書を参照してください。

② 委託料

- 1) 利用者サービスの向上と経費の縮減を十分に踏まえ、指定期間中の収支計画について、直近の収入及び費用の実績などを加味した、合理的かつ根拠のある数値を設定することにより、適切な委託料を積算してください。また、スライド制度の適用にあたり、別途定める「賃金・物価スライド制度運用の手引き」を参照し、適切に対応してください。
- 2) 県教育委員会は、指定管理業務を実施するために必要な経費から利用料金収入見込額等を差し引いた額を、毎年度の予算の範囲内で委託料として支払いま

す。

3) 指定期間中の委託料について、債務負担行為を設定する予定です。

4) 委託料の支払時期、金額、支払方法等は、協議の上、協定書で定めます。

③ 自主事業等による収入

1) 指定管理者が行う自主事業にかかる収入

指定管理者が行うスポーツ教室等の自主事業については、受講料収入等の事業収入を指定管理者の収入とすることができますが、委託料は支払いません。

なお、事業の実施方法については、県民、スポーツ団体、事業者などと連携するなど十分に工夫してください。

2) 自動販売機の設置等

自動販売機の設置等に当たっては、都市公園法及び香川県都市公園条例（昭和 39 年香川県条例第 20 号）に基づき、県教育委員会の事前許可が必要となります。

3) 事業の実施に当たっては、事前に県教育委員会と協議の上、協定で定めます。

④ 会計年度等

1) 経理は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間ごとに区分してください。

2) 指定管理業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理してください。

(7) 事業計画及び事業報告

① 事業計画書

指定期間の初年度を除く毎事業年度の前年度の 12 月末までに、次に掲げる内容を記載した事業計画書を県教育委員会に提出し、各年度の開始前までに承認を得てください。

- ・管理執行体制
- ・指定管理業務に係る当該年度の事業計画及び収支予算
- ・自主事業に係る当該年度の事業計画及び収支予算

② 事業報告書

1) 定期業務報告書

毎月 10 日までに、次に掲げる事項について、前月の内容を記載した定期業務報告書を作成し、提出してください。

- ・施設の利用状況
- ・利用料金の収入状況
- ・修繕の状況（1 件 3 万円以上のもの）
- ・苦情の内容及びそれに対する対応策

2) 年度事業報告書

毎事業年度終了後 30 日以内に、次に掲げる内容を記載した事業報告書を提出し、県教育委員会の承認を得てください。

- ・ 指定管理業務の実施状況及び収支状況
- ・ 施設の利用状況
- ・ 利用料金その他収入の実績
- ・ 自主事業の実施状況及び収支状況

③ 利用者の意見の把握

利用者の意見をアンケート等で把握し、その結果及び対応策について、事業報告書と併せて、報告してください。

④ 改善勧告

利用者の意見及び毎年の事業報告書等にもとづき、業務内容に改善が必要と認める場合は、県教育委員会はその都度立入り調査、協議のうえ、指定管理者に対して改善勧告を行います。

なお、勧告によっても改善が見られない場合、又は指定管理者の業務が（１）～（３）の基準を満たしていないと判断した場合は、指定期間中でもその指定を取り消すこととなります。

（８） 指定管理者と県教育委員会の分担

① 責任分担

指定管理者と県教育委員会の責任分担については、次のとおりです。

目	県教育委員会	指定管理者
施設（建物・工作物・機械設備等）の保守点検		○
施設の維持管理		○
施設の修繕（※）		○
安全衛生管理		○
利用料金（施設・附属設備等）の収受		○
施設の火災保険への加入	○	

※ 大規模修繕（１箇所 100 万円以上）は、県教育委員会と協議することとします。

なお、本表に定める事項で疑義がある場合又は本表に定めのないものについては、県教育委員会と指定管理者が協議のうえ決定するものとします。

② 事情の変更に伴う新たな経費の負担（リスク分担）

物価変動その他の事情の変更に伴い、新たな経費を要することとなったときは、原則として次の負担区分に応じて、県教育委員会又は指定管理者がその経費を負担することとします。

項 目	負担区分		備 考
	県教育 委員会	指定 管理者	
①物価変動	スライド制度に 基づき決定		人件費、物品等の物価変動に伴う経費の増
②金利変動		○	金利の変動に伴う経費の増
③周辺地域・住民及び施設利用者への対応		○	地域との協調
		○	施設管理、運營業務の内容に対する住民及び施設利用者からの反対、要望等への対応
	○		上記以外
④法令の変更	○		施設管理・運営に影響を及ぼす法令変更
		○	指定管理者に影響を及ぼす法令変更
⑤税制の変更	○		施設管理・運営に影響を及ぼす法令変更
		○	一般的な税制変更
⑥議会・行政的理由による事業変更	○	○	県議会での方針転換又は行政的理由から、施設管理・運營業務の継続に支障が生じた場合又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその維持管理費における当該事情による増加経費
⑦不可抗力	○		不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の県教育委員会又は指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象をいう。以下同じ。）に伴う施設・設備等の修復による経費の増加及び事業履行不能
	協議事項		不可抗力に伴う施設管理・運営に影響を及ぼす利用料金の大幅な減収
⑧書類の誤り	○		仕様書など県教育委員会が作成した書類の誤りによるもの
		○	事業計画書など指定管理者が作成した内容の誤りによるもの
⑨施設・設備・備品の損傷		○	指定管理者の故意又は過失によるもの
	○		設計・構造上の原因によるもの
		○	経年劣化、第三者の行為から生じたもの

項 目	負担区分		備 考
	県教育 委員会	指定 管理者	
			のうち相手方が特定できないもの等で、 修繕に係る費用が100万円未満の小規模なもの
	○		経年劣化、第三者の行為から生じたもの のうち相手方が特定できないもの等で、 上記以外のもの
⑩資料等の損傷		○	管理者として注意義務を怠ったことによるもの
⑪備品の新設、増設 又は取替	○		県教育委員会が無償で貸し付けた備品の 更新又は追加購入等を行う場合
⑫第三者への賠償		○	指定管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合
	○		上記以外の理由により損害を与えた場合
⑬利用者への安全確保		○	施設賠償責任保険への加入
⑭セキュリティ		○	警備不備による情報漏えい、犯罪発生等
⑮事業終了時の費用		○	管理運営業務の期間が終了した場合における事業者の撤収費用
		○	指定の取消し又は業務停止により生ずる経費

本表に定める事項で疑義がある場合又は本表に定めのないものについては、県教育委員会と指定管理者が協議のうえ決定するものとします。

※ 施設、機器の不備又は管理上の瑕疵による事故及び臨時休館等に伴う利用者に対する損害については指定管理者が負担するものとします。

また、指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次的責任を有し、施設又は施設利用者に災害等があった場合は、迅速かつ適切に対応し、直ちに県に報告しなければなりません。

(9) 保険への加入

指定管理者は、賠償責任の履行の確保のため、県教育委員会の承認を得たうえで、管理業務を開始する日までに、自己の負担により保険に加入するものとします。また加入した後は、保険証券の写しその他の契約内容を証する書面を遅滞なく県教育委員会へ提出するものとします。(当該保険について、更新又は変更を行ったときも同様な取扱いとします。)

(10) 施設の管理責任

施設の管理等が適正に行われていなかった場合で、県、県教育委員会及び第三者に損害を与えた場合は、指定管理者が適切に対応し、損害等を賠償してください。

(11) 管理の継続が困難になった場合等の措置

- ① 指定管理者は、丸亀競技場の管理の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、直ちに県教育委員会に報告しなければなりません。
- ② 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合、県教育委員会は、指定管理者に対して改善の勧告や指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施等を求めることができます。この場合、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合等には、県教育委員会は、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることができます。
- ③ 指定管理者の経営状況が著しく悪化し、事業の継続が困難と認められる場合、指定管理者に管理を行わせることが社会通念上不相当と判断される場合には、県教育委員会は、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消すことができます。
- ④ 上記②又は③により指定管理者の指定が取り消され、又は業務停止となった場合、指定管理者は県教育委員会に対して、当該年度の委託料の30%に相当する額を違約金として支払わなければなりません。この場合において、当該違約金は損害賠償額の予定又はその一部とは解釈しないものとします。
- ⑤ 県教育委員会又は指定管理者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合、県教育委員会と指定管理者は管理の継続の可否について協議することとします。

(12) 調査及び監査等

- ① 県教育委員会は、指定管理者が行う施設の管理の適正を期するため、必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができます。指定管理者がこれに従わなかった場合、県教育委員会は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消すことができます。
- ② 県監査委員等が、指定管理者業務について必要があると認める場合、指定管理者に対して出頭を求め、実地に調査し、又は帳簿書類その他の記録の提出を求めることがあります。
- ③ サービス向上の観点から、県教育委員会と協議の上、アンケート調査等により利用者のニーズを把握し、指定管理業務の実施に反映してください。また、これらの状況について、県教育委員会に報告してください。

(13) その他

① 協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合

県教育委員会及び指定管理者双方が誠意を持って協議するものとします。

② 原状回復義務

指定管理者は、指定期間が終了したとき又は指定を取り消されたときは、県教育委員会が指定する日までに、丸亀競技場の施設・設備等を原状に回復しなければなりません。

③ 業務の引継ぎ

1) 現行の管理者からの業務引継ぎ

- ・現行の施設管理者が受け付けた次期指定管理者の指定期間以降の予約については、引き継ぐこととし、管理者の変更により利用申込者が不利益を被らないよう配慮していただきます。

- ・指定管理者による利用許可申請の受付は指定期間以降に実施することとしています。

- ・施設の管理運営の引継ぎについては、協定締結後、随時行うものとします。なお、事前の事務引継ぎに必要な経費については、指定管理者の負担とします。

2) 次期の管理者への引継ぎ

- ・指定期間終了若しくは指定取消しにより、県教育委員会又は次期指定管理者に指定管理業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等について提供していただきます。ただし、指定管理者が指定管理業務を行うために、県教育委員会から提供を受け、又は指定管理者自らが収集し、若しくは作成した個人情報等を記録した資料等は、直ちに県教育委員会に返還し、又は引き渡すものとし、県教育委員会の承諾を得て行った複写又は複製物については、廃棄又は消去してください。

④ スライド制度の適用

スライド制度の適用に際しては、「指定管理者制度の導入等に関する基本方針」のほか、別途定める「賃金・物価スライド制度運用の手引き」を参照し、適切に対応してください。

⑤ 「スポーツの日」、「香川県民の日」に伴う施設の無料開放

「スポーツの日」には、現在、指定管理者において実施している施設の無料開放と同等以上に基本施設やトレーニングルームの無料開放を実施してください（イベントの実施は引き続き自主事業となります）。

また、令和8年より12月3日を「香川県民の日」としており、「香川県民の日」においても、現在、指定管理者において実施しているスポーツの日における施設の無料開放と同等以上に基本施設やトレーニングルームの無料開放を実施してください。ただし、大会利用等で12月3日に無料開放が困難な場合は、

12月1日～7日までの間の1日で行ってください。

なお、施設の無料開放に伴う影響を踏まえ、委託料を積算してください。

(参考：スポーツの日の基本施設、トレーニングルームの無料開放状況)

・9:00～17:00で主競技場、補助競技場、第1トレーニングルームの無料開放を実施。

※なお、第2トレーニングルーム、会議室ではイベント実施

(詳細については「資料12 スポーツの日の施設の無料開放状況」参照)

9 問い合わせ先及び書類提出先

香川県教育委員会事務局保健体育課 施設グループ

住 所 〒760-8582

香川県高松市天神前6番1号(天神前分庁舎4階)

電 話 087-832-3767

F A X 087-806-0235

Eメール hokentaiiku@pref.kagawa.lg.jp

香川県立丸亀競技場指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

香川県教育委員会 殿

(申請者)

所在地

法人・団体名

代表者役職・氏名

印

電話番号

香川県立丸亀競技場の指定管理者としての指定を受けたいので申請します。

なお、香川県立丸亀競技場指定管理者募集要項の申請資格及び申請条件を満たしていること並びにこの申請書及び添付書類に記載の事項は事実と相違ないことを確約します。

(添付書類)

- 1 事業計画書及び収支計画書
- 2 定款若しくは寄附行為の写し又はこれらに相当する書類
- 3 法人の登記事項証明書（正本については写し不可）
- 4 法人等の設立趣旨、運営方針、事業内容等の概要が分かる書類
- 5 労働関係法令の遵守を確認できる書類（労働条件通知書様式、就業規則等の写し）
- 6 役員名簿
- 7 決算書（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等の財務諸表）過去 3 年分
- 8 香川県の県税（すべての税目）に滞納がないことを証する書類（香川県指定様式）（正本については写し不可）
- 9 法人税（申請者が個人の場合は申告所得税）、消費税及び地方消費税に未納の税額のない旨の証明書（納税証明書その 3 の 3（法人）、その 3 の 2（個人））（正本については写し不可）
- 10 同種又は類似施設の管理運営実績を記載した書類（実績がある場合のみ）
- 11 誓約書
- 12 スライド対象経費計算書

※ 上記 1～11 については正本 1 部・副本 8 部を提出し、12 については、正本 1 部を提出してください。

事業計画書

I 法人等の概要

(単独の法人等で申請する場合)

法人等の名称		
本店又は主たる事務所の所在地		
代表者の氏名		
資本金又は基本財産等		
従業員数		
主な事業内容		
担当者	氏名	
	電話	
	F A X	
	E-mail	

※用紙はA4判縦

事業計画書

I 法人等の概要

(複数の法人等で共同して申請する場合)

グループの名称			
代表する法人等	法人等の名称		
	本店又は主たる事務所の所在地		
	代表者の氏名		
	資本金又は基本財産等		
	従業員数		
	主な事業内容		
	スポーツ施設運営・貸館業務の実績		
	担当者	氏名	
		電話	
		F A X	
E-mail			
構成員	法人等の名称		
	本店又は主たる事務所の所在地		
	代表者の氏名		
	資本金又は基本財産等		
	従業員数		
	主な事業内容		
	スポーツ施設運営・貸館業務の実績		
	県内の事業所 (本店又は主たる事務所の所在地が県外の場合のみ記載)	事業所名	
		所在地	
		代表者の氏名	
	担当者	氏名	
		電話	
		F A X	
		E-mail	
	構成員	法人等の名称	
本店又は主たる事務所の所在地			
代表者の氏名			
資本金又は基本財産等			
従業員数			
主な事業内容			
スポーツ施設運営・貸館業務の実績			
県内の事業所 (本店又は主たる事務所の所在地が県外の場合のみ記載)		事業所名	
		所在地	
		代表者の氏名	
担当者		氏名	
		電話	
		F A X	
		E-mail	

※ 記載欄が足りない場合は、適宜、追加・作成してください。

※ 各構成員の役割分担、リスク分担等を記載した別紙(様式任意)を添付してください。

【記載上の注意】 以下の項目について、要旨はA4版縦、書式は自由とします。

Ⅱ 丸亀競技場の運営

【記載必要事項】

1 施設の管理運営に係る基本方針

香川県立丸亀競技場指定管理者募集要項、香川県立丸亀競技場管理運営業務仕様書を踏まえ、丸亀競技場の機能をより効果的に発揮するため、施設の管理運営の基本方針等を簡潔にまとめてください。

- ① 総合的な基本方針と達成目標
- ② 利用事業を行っていく上での基本方針と達成目標
- ③ 施設の維持管理を行っていく上での基本方針
- ④ 収入確保、コスト削減、環境負荷低減などの経営方針

※ 得られた収入について、どのようなかたちで施設に還元するのか、考え方を
お示ください。

- ⑤ 利用料金の設定方針

2 事業等実施計画

次の事業について、5年間の事業内容を記載してください。

① 利用者サービス事業

- ・利用者へのサービス業務の内容
- ・サービスに対する考え方

② 丸亀競技場PR事業

- ・PR及び利活用促進に関する考え方
- ・PR及び利活用促進の手段

※PRの際には、「四国化成MEGLIOスタジアム」を使用してください。

③ 指定管理者が行うスポーツ教室を中心とする自主事業など丸亀競技場の円滑な管理運営を図るために必要な事業

- ・必要資材・人材の調達計画
- ・自主事業実施に当たっての考え方

なお、以下の教室等については、必ず実施してください。

- ・陸上教室Ⅰ ・陸上教室Ⅱ ・小学生サッカー教室
- ・スポーツ講習会（陸上競技、サッカー、トレーニングに関する講習・実技指導）

（詳細については「資料4」参照）

※1 指定管理者がスポーツ教室等を実施する意向がある場合は、令和9年度は具体的な内容と収支計画を、令和10年度から13年度まではスポーツ教室の種類等と収支計画をお示ください。自主事業の収支計画については、管理運

営経費の収支計画書とは別葉にしてください。なお、貸館とのバランスについての考えもお示してください。

※2 施設の特例使用（休業日の使用等）などに関する内容を示してください。

3 施設の運営

(1) 開場時間・休業日に関する事項

開場時間・休業日についての基準は事務委任施設管理運営規則で定められていますが、県教育委員会の承認を得て、変更することができます。開場時間・休業日についての考え方、利用者に対するサービスの向上が図れる運用形態等について示してください。

(2) 個人情報の保護に関する事項

- ・個人情報の保護に対する考え方
- ・個人情報の保護対策

(3) 利用料金の設定に関する事項

具体的な利用料金を示してください。

(4) 施設の維持管理に関する事項

- ・維持管理水準の考え方

※ 丸亀競技場では、J リーグの試合が開催されることから芝生の管理については、特に、詳細な考え方をお示してください。

- ・維持管理業務の内容及び実施時期
- ・施設の損傷、毀損に関する考え方

(5) 利用者の安全対策に関する事項

- ・通常時の安全対策措置の内容と実施体制
- ・災害・事故等、緊急時の対応方法と実施体制

(6) 利用者ニーズの把握等に関する事項

- ・利用者のニーズの把握に関する考え方、方法と対応
(アンケート調査を実施し、満足度の率を出すようにしてください。)
- ・利用者からの苦情への対応方法、体制

(7) 環境配慮に向けた考え方・取組みに関する事項

(8) ユニバーサルデザイン化の推進に関する事項

(9) 地域経済の活性化や県内からの雇用確保等に関する事項

- ・県内からの雇用確保について（地元への雇用機会の創出に関する考え方）
- ・物品・役務の調達における県内事業者への発注予定

(10) その他

- ・「スポーツの日」、「香川県民の日」に伴う施設の無料開放
- ・その他利用者の駐車場確保など施設の利用者に対するサービスについてお示してください。

4 管理運営体制

複数の法人等で共同して申請する場合は、構成員ごとの状況がわかるように記載してください。

(1) 組織図

適正な管理運営を行うための適切な人員配置、責任分担を考慮して作成してください。(資料3「現在の組織図」参照)

(2) 雇用職員に関する事項

組織図に記載された職員すべてについて、次の事項を記載してください。

- ① 就業条件(勤務時間、休日設定等)
- ② 職務分担及び職務内容
- ③ 雇用関係(常勤・非常勤・アルバイト等)
- ④ 経歴、業務経験や専門的知識、技術の有無
- ⑤ 雇用予定者が未定の場合、採用の考え方
- ⑥ 従業員に係る人材育成及び研修計画

従業員の能力開発計画、研修計画に関する考え方、令和9年度の研修の開催計画等について記載してください。

(3) 業務の一部において委託を予定している場合の状況(清掃・設備管理等)

- ① 委託を行う業務
- ② 委託を行う理由
- ③ 委託先(未定の場合は選定期間・方法)
- ④ 委託先の選定期間(未定の場合は選定期間・方法の考え方)

(様式 2 - 3)

委 任 状

令和 年 月 日

香川県教育委員会 殿

構成員	所在地 法人等の名称 代表者の氏名 印
構成員	所在地 法人等の名称 代表者の氏名 印
構成員	所在地 法人等の名称 代表者の氏名 印

私は、次の名称をグループ名とし、また、次の法人等を代表団体として、香川県立丸亀競技場指定管理者の申請手続に関する権限を委任します。

受任者 (代表する法人等)	所在地 法人等の名称 代表者の氏名 印
グループ名	

※ 複数の法人等で共同して申請する場合に提出してください。

※ 記入欄が足りない場合は、本様式に準じて追加・作成してください。

収 支 計 画 書

(1) 収 入

(単位：千円)

年度 経費名		9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	備考
利用料収入							
その他の収入							
計							

(2) 支 出 (管理運営費)

(単位：千円)

年度 経費名			9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	備考
スライド対象経費	人件費	人 件 費 (給料(定期昇給分含む)、管理職手当、超過勤務手当、賞与(期末・勤勉手当)、社会保険料など)						
	物件費	消 耗 品 費						
		印刷製本費						
		使用料及び賃 借 料						
		光 熱 水 費						
		維 持 管 理 業務委託費						
		修 繕 料						
		物件費小計						
スライド対象外経費	人 件 費 (役員報酬、通勤手当、宿直手当、住宅手当、健康診断費など)							
	租 税 公 課							
	保 険 料							
計								

- ※1 項目は必要に応じて加筆・修正してください。
- ※2 複数の法人等で共同して申請する場合は、構成員ごとの内訳を記載してください。
- ※3 収支計画書に記載した金額が、県から指定管理者へ委託する金額の算定基礎となります。
- ※4 用紙はA4判縦
- ※5 収支計画における各経費の区分について、スライド対象経費計算書（「賃金・物価スライド制度の手引き」様式1）の各区分と一致するように作成してください。
- ※6 スライド対象経費については、消費税及び地方消費税を除いた金額を記載してください。消費税及び地方消費税については、スライド対象外経費の租税公課に記載してください。
- ※7 収支計画書の提出にあたり、各数値の積算根拠を示した疎明資料（様式、大きさ任意）を添付してください。
- ※8 人件費については スライド制度を適用する際に、支払実績を確認するため、積算内訳を疎明資料において明示してください。
- ※9 指定期間における1年目の収支計画については、直近の収入及び費用の実績のほか、参照指標となる民間給与実態調査の推移、消費者物価指数（高松市・総合）の推移などを加味した、合理的かつ根拠のある数値であることを疎明資料において明示してください。
- ※10 指定期間における2年目以降の収支計画については、賃金及び物価の変動は加味しないでください。
- ※11 ただし、指定期間における2年目以降の収支計画については、収入において、特に収入の増加見通しである場合は、増加する収入金額を該当年度の計画に適切に反映させてください。また、支出において、人件費における定期昇給（毎年一定の時期を定めてその事業所の昇給制度に従って行われる昇給）、物件費における修繕費など一時的に生じる経費の増減額を適切に反映させるとともに、増減要因を疎明資料において明示してください。
- ※12 自主事業等による収支計画は様式3を参考（スライド対象外経費のため、スライド対象経費とスライド対象外経費の分類不要）に別葉で作成いただき、自主事業等による支出については、管理運営費欄に計上しないでください。なお、自主事業等による収入を計上する場合は、自主事業に係る収入から支出を差し引いて生じた利益のみを、その他の収入として計上し、自主事業等により生じた利益であることを区分して明記してください。
- ※13 提出された収支計画書について、必要に応じてヒアリングや追加資料の提出を求められることがあります。

(様式4)

現地説明会申込書

令和 年 月 日

香川県教育委員会事務局保健体育課長 殿

法人等名
代表者氏名
担当者
連絡先

印

次のとおり、現地説明会への参加を申し込みます。

参加予定者（職・氏名）	備 考
計	名

※参加者数は1法人等3名までとします。

(様式 5)

香川県立丸亀競技場指定管理者の募集に関する質問書

令和 年 月 日

香川県教育委員会事務局保健体育課長 殿

法人等名

代表者氏名

⑨

担当者

連絡先

募集要項、仕様書の 該当項目	
内 容	

※ 質問事項は、様式 1 枚につき 1 項目とし、簡潔かつ具体的に記載してください。

(様式6)

取 下 書

令和 年 月 日

香川県教育委員会 殿

(申請者)

所在地

法人等名

代表者氏名

印

電話番号

香川県立丸亀競技場指定管理者としての指定を受けたいので、令和〇年〇月〇日付で申請したところですが、事情により取り下げます。

(取下げの理由)

誓約書(単独の法人等で申請する場合)

令和 年 月 日

香川県教育委員会 殿

(申請者)

所在地

法人等名

代表者氏名

㊞

電話番号

香川県立丸亀競技場の指定管理者としての指定申請を行うに当たって、下記の事項について真実に相違ありません。

記

- 1 香川県立丸亀競技場指定管理者募集要項「3 申請資格・条件 (1) 申請資格」に定める要件のいずれにも該当しないこと、かつ、「(2) 申請条件」に定める事項のすべてに該当していること。
- 2 香川県立丸亀競技場指定管理者指定申請書等の提出書類に記載の事項は事実と相違ないこと。

誓約書(複数の法人等で共同して申請する場合)

令和 年 月 日

香川県教育委員会 殿

香川県立丸亀競技場指定管理者の指定を共同して申請するに当たり、下記の事項について真実に相違ありません。

- 1 構成員は、香川県立丸亀競技場指定管理者募集要項「3 申請資格・条件 (1) 申請資格」に定める要件のいずれにも該当しないこと、かつ、「(2) 申請条件」に定める事項のすべてに該当していること。
- 2 香川県立丸亀競技場指定管理者指定申請書等の提出書類に記載の事項は事実と相違ないこと。
- 3 構成員は、香川県立丸亀競技場の指定管理業務の実施に伴い、当グループが負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものであること。
- 4 構成員は、指定期間中、当グループから脱退することができない。ただし、あらかじめ香川県教育委員会及び当該構成員以外の当グループの構成員全員の承認を受けたときは、この限りではない。
- 5 構成員のいずれかが脱会した場合又は破産手続き開始の決定若しくは解散した場合は、当該構成員以外の当グループの各構成員は、共同し連帯して管理業務を遂行するものであること。

構成員 (代表する法人等)	所在地 法人等の名称 代表者の氏名 (印)
構成員	所在地 法人等の名称 代表者の氏名 (印)

※ 複数の法人等で共同して申請する場合に提出してください。

※ 記入欄が足りない場合は、本様式に準じて追加・作成してください。